



Tax Watch Update

Issue No. 19

2012年9月

法人所得税	2
付加価値税	3
関税及び税関	4

要約

- ▶ 2012年10月5日より有効となる Circular 140/2012/TT-BTC は組織・個人の問題解決を目指すと共に減免税額の計算方法及び申告手続きのガイドラインを示した。
- ▶ 事業体は法人税の優遇措置を享受できるが、減免税の申告をしなかった場合、税務当局は事業体が税制上の優遇措置を享受する要件を満たすと認められるなら、規則に基づき、優遇措置が認められる。
- ▶ 国有企業より企業形態の変更を経て株式会社になった事業体は営業のれん価値（権限機関に承認された株式会社の価値に算入された）は株式会社が正式に活動に入ってから10年間以内に法人税の計算際に損金計算可能な費用として計上できる。

法人所得税（法人税）

法人税の削減に関する詳細ガイドライン

財務省より組織・個人の問題解決を目指す 2012年08月21日付け Circular 140/2012/TT-BTC が発行されました。本 Circular は 2012年10月5日より有効となります。

本 Circular は Resolution 19/2012/QH13 及び Decree 60/2012/ND-CP に定められた減免税の条件を再確認しています（例：法人税の30%削減、ワーカのミッドシップ用食事サービスを提供する事業者の法人税の免税など）。追加にて、減免税額の計算方法及び申告手続きの以下の通りのガイドラインが示されました。

減免税される活動所得及び減免税されない活動所得を区別して算定できない場合、事業体の 2012 年度の減免税の所得は当年度の総売上に対する減免税活動売上の割合（%）を根拠にして計算されます。Circular 140 に添付し公表された様式 01/MGT-TNDN で税務当局に提出します。2012 年の第 1 四半期及び第 2 四半期の補足申告の場合、補足申告書類（上記の四半期の修正した申告書及び様式 01）は税務調査の決定が発行される以前に税務当局に提出されなければなりません。

税制上の優遇措置

税務総局の 2012 年 8 月 1 日付け Official Letter (OL) 2751/TCT-CS により、事業体は Circular 130/2008/TT-BTC に基づき法人税の優遇措置を享受できるが、減免税の申告をしなかった場合、税務当局は事業体が税制上の優遇措置を享受する要件を満たすと認められるなら、規則に基づき、優遇措置が認められます。

国有企業より株式化された事業体の『のれん価値』の計算

財務省の 2012 年 8 月 20 日付け Circular 138/2012/TT-BTC により、国有企業より形態が変わった株式会社は営業のれん価値（権限機関に承認された株式会社の価値に算入された）は株式会社が正式に活動をしてから 10 年間以内に法人税計算の際に損金計算可能な費用として計上できます。

株式会社の価値に算入されない、自己で計算した、或いは出費で所得とされた営業のれんは本 Circular を適用せず、Circular 203/2009 に基づき、分割りをします。

要約

- ▶ 納税者が輸出契約に後払いと明記し、該当後払い日にならない場合、銀行経由支払い書類がない商品の仮払VATの控除、還付申請が可能。
- ▶ VAT、輸入税の課税対象外を決定する根拠となる国内で生産可能な機械、設備、交換部品、専用運搬手段、原料、物資、半完成品の一覧表は2012年8月13日付け投資計画省のCircular 04/2012/TT-BKHDTにて公表された。
- ▶ 事業者が税務当局が税務調査した時に、徴収、処罰した売上分を調整するインボイスを作成してはならない。
- ▶ 事業者が4月のVATを国庫に納付し、該当VATを還付申請する場合、該当VATをその他の種類の税額と相殺することができる、或いは税務総局は該当VATを還付する。

付加価値税 (VAT)

輸出商品の VAT 還付

サービスに対する付加価値税

税務総局の2012年7月30日付けOL 2704/TCT-KKにより、輸出契約の後払い期限を明記しない申告書類及び還付申請書類につき以下通りのガイドランが示されました。

税金の還付が先、検査は後の場合、税務当局は還付決定を発行します。しかし、支払期限が終了した後に、納税者は銀行経由支払い書類の提出をしていない場合、還付された金額が回収され、税務に関する規則に基づき違反処罰されます。

検査が先、税金還付が後の場合、税務当局は還付の根拠のための還付条件を検査します。

国内で生産可能な機械・設備などの一覧表

2012年8月13日に、計画投資省は国内で生産可能な機械、設備、交換部品、専用運搬手段、原料、物資、半完成品の一覧表に関するCircular 04/2012/TT-BKHDTを公表しました。

本Circularに規定された一覧表はVAT、輸入税の課税対象外を決定する根拠となります。

本Circularは2012年10月1日より有効となり、2009年07月23日付けCircular 04/2009に取って代わります。

徴収、処罰された売上用インボイスの作成

税務総局の2012年8月2日付けOL 2759/TCT-CSにより、事業者は税務当局が税務調査した時に、徴収、処罰した売上分を調整するインボイスを作成してはならないとされます。

支払延長される納付済みVATの還付

中小企業が2012年5月23日付けCircular 83/2012/TT-BTCに規定された要件を満たす場合、4, 5, 6月のVAT支払期限を6ヶ月間の延長がされます。

事業者が4月のVATを国庫に納付し、該当VATを還付申請する場合の処理のガイドラインである税務総局の2012年8月17日付けOL 2950/TCT-CSが発行されました。本Circularにより、事業者は納付済VATをその他の種類の税額と相殺することができます。或いは税務総局は該当VATを還付します。

要約

- ▶ 工商省のガイダンスにより、外資輸出加工企業は輸出入及び商品販売の活動の一部を実施してはいけない。
- ▶ 事業体は輸入税が免税される固定資産形成用生産ラインを輸入した後に、古い機械・設備を売却し、新規機械・設備を購入する場合、目的通りに使用をする残存機械・設備に対し輸入税は徴収されない。
- ▶ 増資調整による固定資産形成商品に対する輸入税は免税されない。

関税及び税関

外資輸出加工企業の関税に関する

工商省の2012年8月16日付けOL 7483/BCT-XNKにより、以下の活動は外資輸出加工企業に適合しません。

- ▶ ベトナムに於けるその他輸出加工企業の製品を購入し、国内市場に販売する；
- ▶ 国内の外資企業の輸入源のある商品を購入する；
- ▶ 海外から輸入して国内企業或いは配分権がないその他輸出加工企業に直接に販売する；

追加として、外資企業は商品の一時輸入、再輸出及びベトナム出入国地点経由で商品の販売を行うサービス事業をしてはいけません。

使用目的の変更輸入機械・設備に対する課税

税関総局の2012年8月22日付けOL 4423/TCHQ-TXNKにより、輸入税が免税される固定資産形成用生産ラインを輸入した後に、古い機械・設備を売却し、新規機械・設備を購入する場合、目的通りに使用をする残存機械・設備に対し輸入税は徴収されません。

増資による固定資産形成輸入品に対する輸入税の免税

税関総局の2012年9月4日付けOL 4587/TCHQ-TXNKにより、増資調整による固定資産形成商品に対する輸入税は免税とならないと示されました。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu パートナー

huong.vu@vn.ey.com

Thanh Trung Nguyen ディレクター

thanh.trung.nguyen@vn.ey.com

Trang Pham ディレクター

trang.pham@vn.ey.com

The Gia Tran ディレクター

the.gia.tran@vn.ey.com

安西 冬樹 日系企業担当マネージャー

fuyuki.anzai@vn.ey.com

ホーチミン事務所

Christopher Butler パートナー

christopher.butler@vn.ey.com

Nitin Jain パートナー

nitin.jain@vn.ey.com

Sarah Jubb エグゼクティブ・ディレクター

sarah.jubb@vn.ey.com

Thinh Xuan Than ディレクター

thinh.xuan.than@vn.ey.com

Thy Anh Huynh ディレクター

thy.anh.huynh@vn.ey.com

小野瀬 貴久 日系企業担当インドシナ統括ディレクター

Takahisa.onose@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している15万2,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000275

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成する他のメンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。